

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷十三第

行發日一月五年五和昭

## 論叢

地租改正案に於ける若干問題 . . . 法學博士 神戸 正雄

貨幣數量説について . . . 文學博士 高田 保馬

## 說苑

商人の漁業家化 . . . 經濟學士 菅野和太郎

獨逸に於ける Finanzanschleich の理論 . . . 經濟學士 中川與之助

米穀取引所の統一 . . . 經濟學士 今西庄次郎

## 雜錄

所謂「經濟統計學」に就いて . . . 經濟學士 蛭川 虎三

我國に於ける家賃信用保險 . . . 經濟學士 近藤 文二

英國に於ける投資トラストの近況 . . . 經濟學士 一谷藤一郎

佛蘭西の地方財政 . . . 經濟學士 武田長太郎

我國の鐵道資本について . . . 經濟學士 北原 信男

四民平等令と百姓一揆 . . . 經濟學博士 黒正 巖

近着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 商人の漁業家化

菅野和太郎

## 一 緒 言

徳川時代の中期以後我國の經濟は商業資本主義の色彩を帶び、商人資本が總べての經濟活動を支配することになつた。士農工商の階級制度は徳川の初期に確立されたが、世の中が萬事貨幣を基幹として支配せられるに従ひ、其の階級區別の維持も漸次困難となり、最下級の階級にあつた、否な社會の無用階級と迄考へられた町人が懸て其の金力によつて擡頭し、終には他の階級を支配するといふが如き形勢逆轉の世となつた。而して町人階級が實質上社會の支配者階級となつた結果として、他の階級に屬した人々の町人化することが盛になつて來た。即ち最上級の武士も、有用階級として社會より重要視された農民も、其の生活困難等の原因よりして、商人化することになつたのである<sup>1)</sup>。

1) 本庄博士、近世封建社會の研究 185—94頁

かくの如く他の階級の町人化が発生すると同時に、總べての經濟活動が商人によつて指導經營されることになつた。即ち商人資本が利用されざれば、總べての經濟活動が行はれない有様となつたのである。換言すれば生産活動も消費活動も總べて商人によりて支配せられることになつた。今其の生産活動殊に農業に就いて見るに、農民は諸藩主の苛斂誅求により、又其の生活上によりて、漸次生活困難を來し、殊に徳川の中期以後半年に於ても手より口へといふが如き生活を送らざるを得ざる状態で、若し凶作其他の災難が発生すれば、忽にして其の生活を支持するがためには、是非共富有の村民又は町人より借財せざるを得ざる端目に陥り、而かも其の返濟期日にこれを返納し得ざる時には、已むを得ず其の擔保とせる土地を提供せざるを得なくなつて、町人が地主となることになつた。而して又新田の開墾といふが如き大資本を要する事業も、彼等農民の到底之を遂行し得るものではなかつた、め、町人が新田を開墾して大地主となることが發生して來た。即ち之れ町人請負新田と稱せられるもので、其の顯著なる例は鴻池屋の河内新田に於て之を見ることが出来る。<sup>2)</sup> かくの如き經過を経て町人が地主殊に大地主となつて、農業活動を支配することになつたのであるが、町人が大地主と化した最も顯著なる例は、之れを酒田の本間家に於て見ることが出来る。本間家は始めは商人であつて、酒田と大阪との間を往復して、庄内、最上、秋田の三大平野に於て産出された原料品若くは粗製々造品を大阪へ販賣し、其の歸航には大阪の精製品を積込んで、三大平野に販賣し、以て巨富を克ち得、其の擁したる資本を以て、漸次土地を獲得して、終に十四萬石の領内に於ける二十四萬石の大地主となつたのである。<sup>3)</sup>

2) 本庄博士、近世封建社會の研究 183—4頁

3) 白柳秀湖、日本經濟革命史 268—9頁

商人資本が生産活動上に於て重要な役割を演じたことは、之を唯農業に就いてのみ觀察したのであるが、かゝる状態は、他の生産活動即ち工業、漁業方面に於ても容易に之を見ることが出来る。即ち商人が漸次大資本を要する工業の製造工業家となり、大規模の漁業にありては其の漁業家と化したのである。而して商人の漁業家化の顯著なる事例は、之を北海道の場所請負に於て見ることが出来る。今北海道の場所請負を窺つて、商人の漁業家化の経過を究め、以て商業資本主義の發生及び其の状態の一端を明にしよう。(商人の工業家化の問題も亦他日窺ふことにしよう)

## 二 北海道の知行制度

場所請負の制度を明にするがためには、先づ以て舊幕時代に於ける北海道の知行制度を明にしなければならぬ。北海道はいふ迄もなく舊幕時代は松前侯の領した處であるが、同地には米を産しなかつたため、其の知行制度も自ら他と異らざるを得なかつた。即ち蝦夷地を數多の場所に區劃して之を藩士に給し、或は和人地の幾部を割いて之を給し、其他鮭場、鷹場等を給與したのである。而して給地を有する者は之を支配所持或は場所持と稱し、一般に切米取よりも尊敬せられた。松前侯の藩士中には給地を有せずして稟米を給せられるものもあつて、之を切米取と稱したのであるが、藩士の増加するに従ひ、之に給すべき土地が存在しなかつたため、切米取は漸次増加し、藩士の過半數は切米扶持の者であつた。<sup>1)</sup>

藩士に給すべき又藩士の直領たるべき蝦夷地の場所を何時頃設定したかは明白でないが、其の

大部分は慶長年間に區劃せられたものである。其後松前侯の勢力の伸張するに従ひ、新に開かれた場所も漸次増加し、寛政の頃に於ては其の數は西蝦夷地四十二箇所、東蝦夷地四十三箇所合計八十五箇所に達した。而して此等は所謂夏商場であつて、<sup>2)</sup>其の場所の廣狹は一定して居らず、其の一場所と稱するものは、口蝦夷地では概ね今の一郡に相當したもあり、又之より狭小なるものもあつたが、奥蝦夷地では概ね今の一郡乃至一國に相當した。<sup>3)</sup>

藩士が給地に於て有した権利は甚だ限定せられたもので、和人地に於ては其の人民を支配し、蝦夷地では蝦夷と交換することを許されたにすぎなかつた。従つて其の場所に於ける漁業權等は藩士の權利に屬したため、藩主より特に許可を得なければ、知行主は漁業に従事することを得なかつた。<sup>4)</sup>即ち知行主は唯其の支配する場所に交易所を建て、毎年船を遣はし蝦夷と交換して利益を擧げたに過ぎなかつたのである。換言すれば知行主は其の場所に於て交換に従事し得る特權を享有して、其の交換に従事したのである。然るに元來かゝる交換に不慣の知行主は自ら其の場所へ赴くことは比較的少く、多くの場合代理者を遣した。而して其の知行主の差遣さる船は皆三百石内外の繩綴船で、到る處小港灣に容易に避難し得るが如くに建造された。船數は藩主の直領に遣されるものは一定しなかつたが、藩士の場所に遣されるものには制限があつて、毎年一場所夏船一艘と定められた。併し其後海産物の收獲が増加して、一船に積載し得ない場所も發生したため、更に新漁業を興したとの名義を以て、知行主より藩主に出願し、之に對して運上金を納めて、二船三船を遣すことが出來た。<sup>5)</sup>而して蝦夷と交換して得たる貨物を以て、更に知行主は他國

頁  
419頁—4頁  
126頁—7頁  
書、書、書、

同  
同  
同

2)  
3)  
4)  
5)

商人と交換するのであつて、全く半士半商の有様であつた。然るに半士半商の如き生活は全然商人ならぬ藩士に取りて合理的なものでなかつた、ゆゑ、其の自然の結果として、交換に關する業務を商人に委託せざるを得ざるになつて、茲に場所請負といふ制度が發生するに至つたのである。

### 三 場所請負の發生

松前藩の藩士は扶持米の代りに場所が給せられ、其の場所に於ける蝦夷との交換によりて其の生活を支持したのであるが、松前矩廣の治世の頃から場所知行主は商人に其の場所を請負はしむることになり、<sup>1)</sup> 邦廣、資廣の頃には殆んど全部の場所が商人によりて請負はれることになつた。<sup>2)</sup> 然らば何故各地行主は其の場所を商人に請負はしむるに至つたのであらうか。其の原因の第一は、商人に請負しむる方が知行主に取りて有利であつたがためである。<sup>3)</sup> 彼等知行主は元來半士半商の生活を送つたといへ、商業を專にする商人に比すれば、蝦夷と交換する上に於ては、申す迄もなく其の及ぶどころでなかつた。始めは未だ大商人もなく、従つて又商人の資力も夫程利用されるに至らなかつた、ゆゑ、知行主は自己の計算に於て場所を經營したが、漸次大商人が輩出するに従ひ、殊に營利に機敏なる商人に其の場所を請負はしむれば、遙に有利に蝦夷と交換することを得、従つて又知行主は何等勞することなくして、多大の収入を擧げることが出來た、ゆゑ、商人を場所請負人となして、場所交易を商人に託し、其の代りそれより運上金を徵收することにし

第一、  
128頁  
263頁  
127頁

第一、  
北海道史書、  
北同  
1) 2)  
3)

た。

第二に場所請負を發生せしめた原因は、知行主が商人に負ひたる債務の辨濟方法として、場所交易を商人に委託せしめざるを得ざるに至つたことである。松前の藩士は元來半士半商の生活を送り、蝸銖の利を争ふ結果として、浮薄の氣風に自然と染むことになつた。殊に其の場所交易を商人に請負はしめてより以來、其の運上金による収入によりて、其の生活に餘裕を來し、其の結果として奢侈淫蕩に日を送り、士風は全く頹敗するに至つた。而して其後商人との關係が親密になるに従ひ、其の放逸なる生活を送るに必要なる金錢を商人より借りることになつた。素より商才に長じたる藩士等は其の家計の困窮を救ふために、例へば其の家を商人に貸して、身は裏住居することが發生したのであつて、それに就いて「快風船涉海紀事」に、『松前家中侍屋敷とて別にはなく、町家の裏に家作して居る、表はたなを町人にかす、然れば侍屋敷を町家にするなり』と記述されて居る。或は又比較的資力のある藩士は、手代の名を以て店舗を開き、若くは商人と組合ひて商業を營み、以て其の家計の不足を補ふた。更に場所持の藩士の中には、自ら其の知行場所に赴き、場所請負人と共に營利に従事せるものもあつた。併し乍ら他方に於ては其の遊惰なる生活が益々増長した結果、諸藩士は結局其の出入の商人より借財せざるを得ざることになりて、全く其の生活は商人によりて左右されることゝなつた。<sup>4)</sup>當時松前の藩士の風紀が如何に頹敗して居たかは、「地北寓談」の記事によりて之を想像することが出来る。即ち曰く『我つらく家士共の體たらくを見るに、概して惰弱のいたす所といふべし。己か秩祿をば賈人にあたへ置て、其供するま

4) 同書、279—82頁

ゝに生を送るが故に、家事を知らず、他邦の賈人とのみ交るが故に、人情浮薄なり。身に美服をかざり、口佳肴に飽て、日夜歡樂にふけり、妓館に出入することは固く禁ずと雖も、下士は時となくこゝに沈溺し、上士は家に在て便佞を近づけ、酒色にふけり、あるは碁を圍み、絃を命じて遊興にのみ生を送るが故に、武夫の英氣はありとも見えす』と<sup>5)</sup>。而して場所持の藩士は結局其の借財を支拂ひ得ざるがために、終に其の場所を債權者たる商人に請負はしめ、以て其の運上金によりて其の債務を相殺決算することにした。かくして始めは、貸借干係と何等關係なくして、場所請負を成立せしも、後には殆んど其の貸借干係より場所請負を餘儀なく發生せしむることになつたのである。

今貸借干係より場所請負を生じたる一二の事例を茲に引證しよう。上夷地茂入場所は家中古田家の支配所で、古田家は始め村山久左衛門をして請負はしめたのであるが、其の貸借干係の決済を完うし得ざるため、古田家に取りては有利に請負はんとする西川家より其の債務を借替えることにし、同時に西川家を其の場所請負人とすることにした。其の際古田家より提供されたる證文は次の如くである。<sup>6)</sup>

『 證 文 之 事

一文小判八拾九兩參歩と

但し通用七匁貳分

錢七百六拾四文

金壹歩に付六拾六文

但し村山久左衛門方へ殘金相渡し金也

右之金子唯今慥に請取申所實正也然る上者拙者支配所上夷地もいり商場來る午の年々貴殿方へ相渡し申所實正也尤運上金



之儀は追而相定可申候爲後日之仍證文如件

寛延二年巳八月五日

古田右市代理

氏家善次右衛門

西川傳太郎様

藩主松前侯も藩士と同様に財政窮乏の結果、諸富豪より巨額の負債をなしたのであるが、結局それを償却し得なかつたために、例へば安永三年飛騨屋久兵衛に其の藩債五千四百兩の引當として繪鞆、厚岸、霧多布、國後の四場所を二十ヶ年間請負はしめ、又安永四年藩債二千八百五十兩の引當として同氏に宗谷場所を十五ヶ年間請負はしめ、更に江戸の商人小林屋宗九郎に其の巨額の負債のために、天明元年より二十ヶ年間石狩場所を請負はしめた。<sup>7)</sup>

商人は、場所を請負へば、請負期限、運上金等を定めて、知行主と相互に證書を取替はしたのであるが、今古田家と西川家との間に取替はされた證書を左に示さう。西川家は古田家より寛延二年より其の茂入場所を請負つたのであるが、寛政八年に其の請負を繼續するために、古田家へ提出したところの證書は次の如くである。<sup>8)</sup>

証文の事

一御支配所上蝦夷地もいれ夏商御場所來る巳年寅迄拾ヶ年間御極め被下置難有仕合に奉存候依而御運上金之外爲御禮金一ヶ年に小判九拾兩宛極月限御目錄表にて差引上納可仕候爲後日之依而證文如件

寛政八年辰六月十二日

助次印  
平八印  
清右衛門印

7) 北海道史第一、286—7頁

8) 西川家文書

古田榮之丞様

西川傳右衛門代

此の證文中に記されて居る如く、請負人は運上金の外に御禮金と稱するものを知行主に提供する義務があつた。更に知行主の賄料として場所の産物を差荷(指荷)と稱して若干納付するの義務のあつたことは、<sup>9)</sup>左の證書によりて明である。

『<sup>10)</sup> 覺

一外割鯡貳百拾束

右は御支配所もいれ蝦夷うむしや鯡に而毎年夏船上着之砌御屋敷へ差出可申候 以上

寛政八年辰六月十二日

助次

平八

清右衛門

西川傳右衛門代

古田榮之丞様

西川家より提供したる此等の證書に對し、古田家も西川家に對し次の如き證書を渡した。

『<sup>11)</sup> 覺

一於蝦夷地御公儀御法度堅相守可申候

一上蝦夷地支配所もいれ夏商場來る已の年々寅年迄拾ヶ年間運上金都合小判千六百兩一ヶ年に小判百六拾兩宛年々請取候

處相違無之候

一指荷之儀は是迄之通上納可被致候

右之趣定而之通相渡候處相違無御座依而爲後日之書附如斯に御座候 以上

寛政八年辰六月十五日請

幼年故無印

說苑 商人の漁業家化

第三十卷 七五九 第五號 四七

9) 北海道史文書 第一、128頁  
10) 西川家書  
11) 同

古田榮之丞  
鈴木彌兵衛

願主 西川傳右衛門代

同 清右衛門殿

住吉屋

平 八 殿  
助 次 殿

而して請負人の多くは知行主に日用品を供給し、又は金錢を貸與したのであるが、其の勘定は之を、年末或は又請負期間の満了日に至りて運上金と差引計算した<sup>12)</sup>。然るに多くの場合知行主の方が常に借越であつた、ゆゑ、假令請負期間が終了しても、其の借越のために引續き同一の商人をして請負人たらしめざるを得なかつた。西川家が寛延二年より引續き古田家の支配所を請負つたのは全く此の借越干係によつたのである。今其の請負期限たる文化三年に至りても、又々文化四年より十ヶ年間西川家をして場所請負人たらしめざるを得なかつたことに就いては、左に掲ぐる計算書を一瞥すれば、這間の消息が一層明瞭になるであらう。

『 覺<sup>13)</sup> 』

一金貳千四百七拾參兩參歩 壹貫百九文

右は天明五巳年々寛政八辰年迄に御目錄御運上金差引殘御取替

内

一金千四百七拾參兩 壹貫百九文

右者寛政九巳年々跡年季御極被下置候に付奉差上候

12) 北海道史 第一、129頁

13) 西川家文書

引残而

金千兩也 御取替

内

一金三百貳拾三兩三步 五貫六百五拾文

右は御預け金利息午年分丑年迄分

一金貳拾九兩三步 貳貫八百拾四文

右は無盡金御預り元金之内奉請取候

金三百五拾四兩三步 九百六拾四文

引残而

金六百四拾五兩 五百三拾六文 御取替

右は來る卯年分向子年迄御場所拾ヶ年御年季御極被下置候に付奉差上候分

又

一金百四拾五兩壹步 壹貫三百貳匁

右は寛政七卯年借家御普請に而御入用御取替

一金七拾貳兩 八百八拾四文

右は巳年分丑年迄九ヶ年之内差引不足 御取替

金貳百拾七兩壹步 貳貫百八拾六文 御取替

内

一金三百六拾七兩壹步 貳貫百八拾六文

右は無盡金御預り高三百九拾七兩五貫文之内前段奉受取候殘御預り候也

引残而

金百五拾兩也 御預り

右は無盡御預り金前段差引之通御預り證文別紙奉差上舊年之差引相添申候以上

文化三年寅七月

住 古 屋

かくの如く知行主は其の借財のために其の支配所を商人に引渡さざるを得ざる窮狀にあり、且又其後と雖も益々其の生活困難のために商人の援助を一層必要とした、各地行主は全く商人に依存して始めて生活し得た状態であつた。而して其の商人に依存することの甚だ大であつた結果として、各地行主が商人によりて搾取されたことも決して少くなかつた。之に關して「地北寓談」には次の如く記述されて居る。<sup>14)</sup>

「采地の收納、穀にもあらず、魚にもあらず、一地に百金、二百金として商人に任し置くのみにて、一金も手に入れ、囊に納るものなく、日用の品は悉く彼商人よりとりて其入用に供するものゆへに、利に飽かざる商人、一年の供する諸色、十を百とし、百を千として其價心のまゝに記し置、歳尾に至り之をしらべ、總計を以て多少をいふに、士人の方にては、時去り日移りて、夫まで用すたりし物の善惡をわすれ、いか程の價にて夫に應ずるといふことも改め來らざれば、只商人の記録せるまゝに處置するが故に、一年の衣服調度の價と、采地の運上とは相違して、多くは士人の債となりぬること、人々のよく知る所なり（中略）士と商とは、敬することは君臣の如く、親しむこと家人の如しといへども、實は賊をして家産をつかさどらしむるなり、故に債を商人に負ふものは多く、財を商人にかし與ふるものはすくなし」

舊幕時代の北海道は、漁業を以て其の主要なる産業となし、農業及び工業は未だ極めて幼稚であつた、米は勿論衣服、家具其他生活必需品の悉くは之を他に仰がざるを得ざる有様であつた。其の結果商業は北海道の經濟に取りて重要な役割を演じ、従つて又商人の飛躍する餘地も大に存した。而して北海道の商業界に活躍した商人の大多數は近江商人であつて、他國商人は到底近江商人に追隨し得なかつた。近江商人は既に天正、文祿、慶長の頃より行商して北海道へ渡り、京阪より日用品を仕入れて北海道で販賣し、其の歸途には北海道産の水産物を京阪方面へ販賣し

14) 北海道史 第一、129頁

て、漸次富商となり、後には松前又は江差に店舗を設け、諸の商業に従事して、巨利を擧げた。其の富力の關係より近江商人は松前侯と特別の關係を結び、特に兩濱商人と稱せられ、北海道の金權及び商權を全く掌握した。<sup>15)</sup>當時近江商人が如何に活躍したかは、次に掲ぐる「松前蝦夷記」の記事によりて凡そ想像されよう。<sup>16)</sup>

『松前町並西在郷江指村にて店商仕候もの、地の者曾て無之、大形近江國、若州、能州、加州の者、家を借り役金を出し商賣致す由。』

勿論當時近江出身以外の者で、富商となつたものもあつた。例へば一時北海道第一の富豪たりし村山傳兵衛は能登の出身であり、曩に引例した富商飛驒屋久兵衛は飛驒、栖原角兵衛は紀州、伊達淺之助は陸奥の出身であり、<sup>17)</sup>其他淡路出身の高田屋嘉兵衛等もあつたが、北海道に於ける富豪の大多數が近江商人であつたことは、天明六年佐藤玄六郎より提出した「他國より罷越蝦夷地交易仕候名前書付」の中に出て居るところの富商十七名の内、近江商人が十一名も占めて居たことによりて明である。而して當時北海道に於ける富商は悉く場所請負人となつたのであるが、多數の富商を出したる近江商人が、其の場所請負人の大多數を占めたことも申す迄もない。即ち近江商人は其の擁したる資力關係より、諸藩士と貸借關係を結び、而してそれが容易に決濟され得ざる結果として、又場所請負人となつて、漁業に従事することになつたのである。其の近江商人が場所請負人となつたことに就いて、「東遊記」に『當時は兩濱町人の外、北近江の者多く店を出し、漁業の仕送り、蝦夷地の交易など引受侍る。』と記述されて居る。<sup>18)</sup>かくして北海道に於て活躍

15) 同 書、159頁  
 16) 同 書、256頁  
 17) 同 書、395—6頁  
 18) 川家文書  
 19) 北海道史 第一、256頁

せし近江商人は、殆んど悉く場所請負人となつたのであるが、就中愛智郡柳川出身の柴谷家の請負場所は十七ヶ所にも達して、其の使用人員合計三百三十九人を算し、<sup>20)</sup>又同郡枝村出身の藤野家は、殊に幕末北海道の富商として、又場所請負人として、北海道の財界を睥睨した。<sup>21)</sup>

#### 四 場所請負による漁業の發達

商人が場所請負人となりて、其の場所に於ける蝦夷交易に従事することになるや、請負場所に交易所たる運上屋を設け、支配人、通辭、通辭手傳、帳役、小頭、頭取番人、小頭番人、雇、稼人等を遣はし、蝦夷の必要とする米、酒、麴、鹽、煙草、鍋、小刀、針、古着、段物、絲、漆器、樽、耳環、煙管等を送り、以て蝦夷の漁獲したる水産物及び其の手工品と交換した。交換は總べて物々交換によつたのであるが、其の交換割合は米によりて秤定された。當時交換のことを介抱と稱したのであるが、場所請負人は蝦夷と介抱するどころか、反つて搾取するところが甚だ大であつた。<sup>1)</sup>元來無知の蝦夷と交換したのであるから、其の搾取し得る餘地は大にあつた譯で、例へば請負人の提供する貨物の品質を殊更に粗惡にしたり、又は秤量を偽る等の不正手段を敢へて行つたのである。<sup>2)</sup>

場所請負人は始め唯交換に従事することを得たのみで、漁業に直接従事することは許されなかつたが、請負人は其の蝦夷との交換を益々發展せしむるの手段として、寛文頃から漸次漁業にも従事することになつた。即ち其の場所に於ける産額を増加せしむるため、或は蝦夷に漁法を教へ、

20) 近江愛智郡誌 卷三、222—6頁

21) 藤野家文書 第一、263頁

1) 北海道史 第一、161頁

2) 同

或は又其の漁業に必要な資金も融通することになつた。而して其の技術の關係より、又其の金融關係より、終に請負人自身が蝦夷に使役して漁業を營むことになり、同時に其の擁したる資金を以て大規模の漁法を採り、又其の漁獲方法を有利ならしむるため、和人を交へて漁業に従事することになつた。<sup>3)</sup>

而して場所請負人が自ら漁業に従事することになつて以來、漁業は顯著なる發達を遂げることになつた。昔時北海道に於ける唯一の産業は漁業に外ならなかつたのであつて、其の販路を漸次擴大したものは、商人殊に近江商人であつた。例へば其の産物の一つたる昆布が大阪に於て販賣されるに至つた経過に就いて、『大阪昆布仲買商組合沿革史』に『且つ松前物として函館近海より産する昆布の始めは今より二百餘年前貞享寶永正徳享保の頃に相違なく既に正徳享保の頃は當地に昆布屋伊兵衛なるもの松前問屋を開始せられたるも明かなり此昆布屋伊兵衛氏が昆布を専門として取扱はれ候事實は餘程古くして同家に秘藏せられたる古文書類は彼の大鹽平八焼けの爲め火災に罹りたるの故にて其創立年代は詳かならざるも想ふに當地に於ける昆布取扱ひの元祖なるものは此昆布屋伊兵衛氏の右に出づるものはなしと古老の云ひ傳へなり此東西蝦夷松前産昆布の産地へ入船するの始めは江州の商人が木綿類其他の日用品を該地へ積み送り之等の種品と昆布とを交換して當地へ積下り當地の問屋へ賣捌き其代金にて亦木綿其他の日用品を仕込み蝦夷松前へ積み送り以て交換をなす年々歳々此手続きにて松前昆布の廣まりたる事跡も明かなり亦た此寶永正徳享保の頃は問屋業のみにして昆布仲買商の團體なるものは無之松前蝦夷地産品の當地へ輸入の

3) 同 書、128頁



盛んになりたるは寶曆明和安永天明寛政の時代にして安永天明の頃は既に數軒の昆布問屋業も開始せられ亦昆布商と唱へ荒昆布を刻昆布に製造するの仲間も開始せられ居りたるに相違なし』と記述されて居る。此の記事によりて明なる如く、北海道産の水産物は正徳享保頃より京阪方面へ販賣し始められたのであるが、其の販賣に従事した近江商人は、主として敦賀、琵琶湖上を經由して、所謂松前物を京阪に致したのである。殊に近江商人の取扱つた荷物は荷所荷と稱せられて、其の移入税等に就き、松前侯より特別の待遇を受けたため、近江商人は商業上常に有利に活躍することを得、後には自ら船舶を所有して、自己の貨物を運送したため、一層有利に商業に従事することになった。<sup>4)</sup> かくの如く運輸と商業とを兼營したところの近江商人が請負人となりて、自ら漁業に従事することになったのであるから、其の漁業が自ら大發展し得たことは申す迄もない。即ち販路の確保、開拓は保證され、大資本はそれに投せられることになったのであるから、其の當然の結果として其の産額は顯著に増加したのである。前に掲げたる昆布の大阪販賣に關する記事によりて明である如く、其の販賣の大に増加した安永天明頃は、又同時に場所請負による漁業の大に發達した時期である。又當時長崎の輸出品たる俵物殊に煎海鼠の販路も開拓せられ、寛保元年より寶曆四年迄煎海鼠の長崎輸送は、近江商人が之を一手に引受け、其の額は延享元年には四百七十五本、翌二年にな三百十六本の多きに達した。<sup>5)</sup>

かくの如く北海道唯一の産物たる水産物の販路が場所請負人によりて開拓確保された結果として、より多く其の産額を増大せしむるの必要を生じ、それがため請負人は從來より多くの資本

4) 近江愛智郡志卷三、253頁 北海道史第一、199頁

5) 北海道史第一、262頁

を投じて、大規模の經營法を採り、又其の資力によりて漁業を經營するに必要な漁具の貸與並に其の仕込(需要品の貸付)も從來よりも一層圓滑に行ひ、更に漁法の改良を大に促進せしめた。<sup>6)</sup>當時水産物の内で第一の産物たる鯨の漁獲は主として刺網によつて居たのであるが、天文頃より干鯨は南部、津輕、出羽、北國、近江に亘りて肥料として使用せられ、鯨鱈は全國一般に消費されることとなつて、鯨に對する需要が益々増加したため、從來の如き漁法にては到底其の需要に應じ兼ねることになつた。それがため追鯨の方が採用されることになり、従つて又漸次漁場を奥地に於て開拓することとなつたのであるが、それを大に奨励したものは即ち請負人であつて、又請負人も追鯨業の發達によりて利得することが少くなかつた。<sup>7)</sup>更に從來使用を禁せられたる建網を使用するの特典を弘化元年に許されてよりは、請負人は其の資力を利用して、盛に建網を使用し、以て大漁することを得るに至つた。<sup>8)</sup>殊に根室の場所請負人たりし藤野喜兵衛は萬延元年に從來使用したる建網を改良したため、其の收穫を俄に増大せしむることが出來た。<sup>9)</sup>

鮭及び鱒の收穫も場所請負開始後、大に増進したのであるが、それは新漁場の開發、大網の普及及び其の製法の改良等に因つたのである。<sup>10)</sup>鯔より搾粕と魚油とを製することは安永、天明の頃より試みられ、寛政年間には既に大に其の發達を見ることになり、嘉永六年勇拂場所の産額にても八千石に達した。<sup>11)</sup>鱈漁業も漸次進歩し、寛政元年に新製造法による新鱈を始めて江戸に出してより、其の販路は漸次開拓せられた。<sup>12)</sup>昆布は京阪地方は勿論のこと長崎輸出品として、長崎へ輸送せられたため、其の産額も増加し、飛騨屋舊記によれば、一ケ年間の總産額凡そ三萬石で、

6) 401—2頁  
 7) 書、書、597頁  
 8) 書、書、704—6頁  
 9) 書、書、  
 10) 野家文、第一、406頁  
 11) 同、同、北、同、書、709頁

其の内三千石は定式買上、一萬石は長崎臨時買上、残り一萬七千石は全国各地に輸送せられた。<sup>13)</sup> 其後昆布の採取は殊に東蝦夷地に於て大に發達し、就中幌泉場所では、文化二年の調査によれば、其の産額は四千五百石に達した。<sup>14)</sup> 而して元來昆布の産出は厚岸場所以西に限られたのであつたが、天保二年根室の請負人藤野喜兵衛は花咲の海岸に昆布の繁茂せるを發見し、蝦夷五十人を幌泉に遣して昆布採取の業を傳習せしめ、翌年始めて花咲に於て其の採取を試み、其の採取したる昆布七十石を大阪へ百石に付き金四拾兩で販賣し。<sup>15)</sup> 其後其の採收は益々盛となりて、嘉永六年には數百石を産出するに至つた。<sup>16)</sup>

北海道の海は、寒暖の二潮流が反對の方向に駛流して、水産物に豊富であるため、漁業は全く北海道に於ける主要産業である。従つて其の盛衰は北海道に於ける人々の生活の安危に大に關係し、其の漁業の發達が申す迄もなく北海道開發の第一要件たるものである。然るに此の漁業の發達に貢献したものが場所請負人即ち商人であつたことは、以上述べたことによつて明である。従つて吾々は、商人が漁業家に化したために、北海道の經濟的開發が一層促進されたと斷言するこゝとが出来る。

## 五 場所請負人の功罪

場所請負人は北海道に於ける經濟的開發の第一人者たるのみならず、同時に政治上の開拓者ともなつた。例へば樺太に於ける開拓は其の一例で、寛政二年藩士高橋清左衛門寛光が村山傳兵衛

12) 同 書 599頁  
 13) 同 書 408頁  
 14) 同 書 600頁  
 15) 藤野家文書  
 16) 北海道史 第一、710頁

の援助によりて樺太に渡航して、自主に交易所を建てたことが、抑も樺太開拓の最初であつて、其節村山傳兵衛は蝦夷介抱品及び漁網を送り、鯡、鱈、鱒、鮭の漁場を選定し、蝦夷を集めて漁法を教へたり等した。其後引續き他の商人が場所請負人となつて、樺太を開發したのであるが、<sup>1)</sup>此等の商人が率先して樺太を經濟的に開發したればこそ、後に至りて樺太を政治的にも我領土であると主張し得たのである。兎に角請負人は、彼等が未だ我が國權の充分に及ばざる奥地、千島等へ漸次進出して、新に漁場を開發したことによりて、實に北海道開拓の先導者となつたのである。又此の請負人の進出があつた、めに、ロシアと領土に關する紛争を生じた時、我國に有利に解決せしむることもなつたのである。

又場所請負人は、假令自己の漁場への交通を便にせんとその目的を有したとはいへ、其の擁したる資力を以て、獨力で道路を開鑿して、交通の發達に大に貢獻した。例へば長万部里松内間六里の道路は勇拂場所請負人山田文右衛門の資金で、里松内より歌棄に至る約四里は歌棄場所請負人梶屋榮五郎により、峻嶺たる雷電嶺は前記榮五郎及び岩内請負人仙北屋仁左衛門により、岩内余市間は前記仁左衛門、古平請負人福島屋新左衛門、余市請負人竹屋長左衛門、忍路請負人住吉屋徳兵衛の四人により、又余市より積丹の日司迄の支道は長左衛門、古宇請負人惠比須屋半兵衛、美國積丹請負人岩田屋金藏によりて開鑿された。余市小樽間は忍路高島請負人住吉屋徳兵衛の獨力で、小樽錢函間は惠比須屋半兵衛により、濃晝山道は厚田請負人濱屋與三右衛門の自費で、阿冬山道は濱益、増毛兩場所請負人伊達林右衛門により開鑿され、東西海岸を連絡する重要路線た

1) 北海道史 第一、362—3頁

る錢函千歳間は箱館奉行の命により石狩場所請負人阿部屋傳次郎、惠比須屋半兵衛、山田屋文右衛門によりて開鑿され、根室請負人たる藤野喜兵衛は根室會所より南海岸昆布森に出で、更に北して厚別に至る六里十四町を開鑿した等は其の顯著なる例である。<sup>2)</sup>

場所請負人はかくの如く北海道開發に多大の功勞を致したのであるが、他方彼等が場所請負によりて益々富有となつた裏面には、蝦夷よりの搾取によつたことも少くなかつた。元來彼等が知行主より場所を請負ふた場合には、必ず其の契約書に蝦夷に對する介抱等を大切にすることを誓つた。即ち請負に關する證書中に、或は『一於蝦夷地に御公儀様御法度之趣并に蝦夷人介抱之儀急度大切に相守可申候爲後日御請證文依而如件』とか、或は又『夷人の非道成儀不申掛商可致候』とか書き添えたのである。<sup>3)</sup>併し乍ら素々營利心に強い彼等請負人は、己れの利益を圖ることに汲々として、蝦夷の利害は更に其の顧慮するところでなく、殊に其の遣はすところの番人等は、往々不法の行爲をなして、蝦夷の怨恨を誘發し、或は猜疑を懷かしむること等が少くなかつた。當時飛驒屋久兵衛の請負場所の一たる國後に於ては、蝦夷を使役して、鱒、鮭を搾りて粕を製し、油を取らしめたのであるが、之に給する手當は甚だ薄く、剩へ降雪の頃迄使役して、其の貯藏の餘地を少からしめたため、蝦夷は甚だ困窮し、加之番人中女夷を姦淫して蝦夷の感情を害したるもの等があつて、蝦夷は常に不滿不安の念を抱いて居たのであるが、偶ま乙名の病死を動機として、終に徒黨を組みゝて叛亂するに至つた。<sup>4)</sup>

其後ロシアが北邊を視ふに至りてよりは、蝦夷の向背が北海道の運命に重大なる關係を有つこ

2) 北海道史 第一、799—803頁  
 3) 北川家文書 第一、350—1頁  
 4) 北海道史

とを感じて、幕府は蝦夷を懐柔するの策を採り、其の一手段として請負人に全然交換を委さずして、所謂救済交換を試みたところ、其の成績は極めて良好で、蝦夷の歡心を得たのみならず、交換の利益も少くなかつた。<sup>5)</sup> 其後ロシア人の渡來頻々となつたため、幕府は國土の防衛上寛政十一年より東蝦夷地を直轄し、文化四年に至りて更に全道幕府の直轄となつた。而して場所請負人の搾取のために蝦夷を懐柔し難きことを觀取して、斷然場所請負人を廢して官の直捌となし、以て交換を公平に行はしむることにした。其の直捌が蝦夷を懐柔したことは蓋し少くなく、蝦夷は喜びて幕府の德澤を慕ひ、産業も勵んだため、其の水産物の産額等も俄に増加し、殊に樺捉の開發は其の成績最も著しかつた。<sup>6)</sup>

幕府は直捌の制によりて場所請負による弊害を大に除去したが、其後直捌の制を永く繼續すべきや否やに就きて爭論を生ずることになつた。蓋し直捌の制は先づ蝦夷に給すべき貨物を仕入れて蝦夷の貨物と交換し、其の交換によりて得たる貨物を更に内地に販賣したため、官は二重の商業を營むことになつたのであるが、場所請負による時には、それ等の商業は總べて請負人一人で營むところであつたため、其の行動は萬事簡易迅速であり、且つ經費も遙に少くてすんだ。茲に於て享和二年頃、交換は元來商人の業なれば商人に委すべしと勘行奉行は主張し、之に反し箱館奉行は場所請負の弊よりして蝦夷は難て外國人に通ずるに至るべしと言つて、互に論争した。併し乍ら直捌の經費が多額を要したため、終に文久九年直捌を廢することになり、各場所の請負を入札せしめて、翌十年より場所請負を實施した。其の際兼てより痛感せる弊害を再び發生せし

5) 同  
6) 同

書、365—70頁  
書、476—7頁

めざるために、蝦夷の介抱は勿論、蝦夷に對して不正の取扱をなさざる様、大に警しむるところがあつた。<sup>7)</sup>

直捌廢止以後、場所請負人が蝦夷を搾取することは堅く禁せられたが、素々營利的なる彼等請負人が何時迄も其の本來の精神を蔽ふことは、蓋し不可能のことであつた。即ち年月を經過するに従ひ、其の本性を現はし、専ら營利を追ふことに齷齪して、蝦夷の利害は毫も之を顧みなくなつた。さればこそ安政元年九月堀利熙、村垣範正が松前及び蝦夷地を視察して、其の意見書を幕府に上呈した時、其の書中に場所請負人の弊害を次の如く指摘した。<sup>8)</sup>

松前並蝦夷地惣體見分仕候見込之趣大意申上候書付

(前略)然る處、文政度御戻地以來、矢張舊領之時之通、右漁利のみ相恃み、請負商人共に山林、蔽澤、海濱、夷民之推退迄一切相任せ置、運上金、仕向金のみを所務といたし、運上之高下によりて人品をも相撰はず、場所引請申付置候向も有之、又は請負の者正路之人物にても、纔に三五年に一兩度づゝ見廻り、或は更に支配人に相任置、他國に住居仕候ものも有之、一切右場所支配人の心一杯に差配仕候儀にて、右支配人と唱候ものは、漁方番人と唱候ものより成り上り、番人は場所働方之ものより見立られ候趣に相聞、右等の内には無頼の博徒、傭外者と唱候類、父母親戚にも疎され候やから、當分糊口の爲、蝦夷に緣故を求め立入、追々場所馴染候に隨ひ、夫々親分に相成居候ものも儘有之候故、心なく夷人ども遣ひ、立住々非道の儀も有之、漁業働方に應じ、賃米、賃錢其外酒煙草、衣服等遣し物に付ては、品々姦計を設け、夷人を欺き候類不少、饑凍に及び候老人小兒等も願ず、風浪甚敷節も、強て漁業相働かせ、溺死致し候ものも、年々有之候由、生残り候足弱之もの共、別段撫育手當も不仕、又は越年致し候節は、メノコ(夷婦をメノコと申候)を奪ひ、妾に致し候類を始め、慘刻の扱方不少、右等之扱方有之候故、蝦夷人別追々減少仕候趣、相聞申候。

愚昧の蝦夷人にても、先年御領御直捌之節之御振合等、傳聞致し居、當時の非道殘毒の取扱方にて、夷類共遂に盡き果て可申を承知致し、先年の如く江戸より御世話有之候様仕度、日夜希望致し、此處廻浦之節、馬夫、人足等に出候もの、支

7) 北海道史 第一、587—93頁

8) 同 書、722—34頁、大日本古文書幕末外國關係文書之七、657—75頁

配同並私召連候もの共に就き、番人付添之もの等之目を忍び、私語を覺居かた言交りに歎訴仕候者、東海岸は一面に有之實に蠢愚固陋之夷人ども、箱館松前え出候事も無之、恣に支配人番人等十分の呵責を受け、年來非歎仕居候處、此度私共廻浦仕候を幸と、積年之冤苦を愬へ候儀と不便に相聞、實地見分仕候而は、何分御捨置難被成次第に有之、夷民は右様之氣味合に相成、土地は今以荒廢いたし居候處、當今萬國之通航日を逐て相開け、専ら開墾移民を要務といたし、國々より日本北邊を伺候儀、一朝一夕之事に無之、近年に至り最早其端を顯し、鄂羅斯北蝦夷に營柵を構え、亞美理加は箱館繫泊遊歩等之事を願ひ、今般鄂羅斯船も同様同所入津、亞美理加の例に倣ひ度旨に相見へ、其中同様遊歩上陸も御差免し不相成候而は承引仕間敷哉、英夷も已に崎陽に來航、願意申立候趣、是又同所入港等申出も難計、其外佛良察并弟那瑪爾架も近年渡來可仕由、風聞も有之、追々大患眼前に迫り候處、夫々諸大名領分も相接し、援兵救應も自在可屈形勢相備り候内地海岸すら、暫時も御油斷不相成候御場合、増而蝦夷地曠遠之周海、伊豆守一手持に而行届可申筈無之、將又蝦夷地エトロフクナシリ等之島々迄に而は猶更之儀に御座候處、當時纔に商人の手に托し置き、其之上前文之通、夷民ども懇望罷在候折柄、外國之船々度々渡渡來遊歩等に託し、此の地の容子夫々偵察仕候上は、天理を表と致し、荒蕪を開き、人種を繁息なし、撫育を加ふると唱へ、夷民を手懐け、其欲する所を與へ、追々誑誘致候は、元より彼我の辨もなき蝦夷共に候得ば、支配人番人等の慘毒を免れ候を幸に存じ、變動歸服可仕は必然之勢に有之、左候は事實辭柄ともに如何とも爲がたき運に相成可申哉と甚心配仕候(下略)

次いで安政元年十二月勘定奉行同吟味役等より老中へ上呈した上申書の内にも、場所請負人が非道をなして、蝦夷の人心が離反して居るから、早く蝦夷地一圓を上知すべしと力説して居る。<sup>9)</sup> 兎に角國防上の見地より、蝦夷を懐柔するには、場所請負の制度を何等か改革し、請負人をして搾取せしめざる如くにすべきであると、幕府に於ても決心した結果、安政二年七月竹内、堀二氏の提案が裁可されることになつた。其の提案の大要が、假令蝦夷地上知しても、嘗ての如き直捌は行はず、請負人は其の儘となし、蝦夷を奉行所に直管し、請負人が漁業等に蝦夷を使役せんとする時は、出願して之を借受るといふことであつたことは、次の案文によつて明である。<sup>10)</sup>

9) 大日本古文書 幕末外國關係文書之八、519—24頁  
10) 大日本古文書 幕末外國關係文書之十二、121—7頁、北海道史第一、790—1頁



「蝦夷共教導方に付支配向心得、請負人支配人並役蝦夷共に可申諭箇候奉伺候書付

(前略)

一 漁場請負の儀是迄仕來の通御据置相成候に付、精々入念候様可致、尤夷人共人別並御手當方は、厚き御主意有之、御直差配有之候に付、漁業手傳爲致候歟、山林伐木又は船手其外召遣候節は、其旨請合御役人え相願可申、日限りを以御貸渡可有之候。右貸米撫育品渡方員數等は、惣て仕來の通相心得、場所々々都合次第、其期を定、都て公邊出役のものに爲差出、米、煙草、其外品物共、正路に用意可致旨、申渡候様可仕哉。(下略)

之と同時に請負人へも、露人西下して、北邊を窺察するが故に、少々之の不利不便はありても、各自産業の發展に務むべき旨を諭達した。更に安政三年四月九日箱館奉行は場所請負人へ蝦夷の使用方法に關する規定を交付して、場所請負人の守るべき條項を明にした。其の規定は次の如くである。<sup>11)</sup>

「定

- 一 土人遣方は、前以詰合迄相届、勝手次第召遣事、
- 一 右土人給分等は、毎月晦日限りに勘定いたし遣し、品等詰合迄可差出、詰合方可相渡事但運上家において、酒飯等相與候儀は、是迄之通たるべき事、
- 一 土人共は與へ候古手之儀、是又詰合迄差出可申、詰合方可相渡事、
- 一 老人女の子セカチカナチ等へ撫育品、是又同斷之事、
- 一 但價姓并死亡等之節手當も同斷之事、
- 一 フムシャ不及申、惣じて土人の遣し物は、詰合より相渡、運上家より直渡しは不相成御趣意に付、是迄仕來之品を以詰合迄差出候様可致事、
- 一 輕物之儀は、其時節を計り、場所々々人別に應じ、四五人乃至十人以上も申付、取獲方爲致可申、尤其時々詰合方可有差圖事、
- 一 土人共暇ある節自分稼いたし、魚獸野菜等銘々貯置、其余外品と交易いたし度存候ものは、詰合は可差出、詰合より運

11) 日本古文書 幕末外國關係文書之十二、379頁

上家等に相渡交易方爲取計可申事、  
右之趣万一及違背者あらば、急度可被仰付者也、

辰四月

かくの如く幕府が再三冉四場所請負人へ蝦夷の取扱方につきて諭達したことは、假令其の目的が國防上の見地より出でたとはいへ、場所請負人が常に蝦夷を搾取したことを明に指示するものである。即ち場所請負人は一方に於ては蝦夷を搾取し、他方に於ては前に述べたる如く、知行主を搾取して、巨富を克ち得たのである。知行主が搾取されたことは、知行主自ら招いた禍に外ならぬから、左迄咎むべきではないが、蝦夷の無知に乗じて、非道なる行爲をなしたことは、其の罪決して輕しとはいへないであらう。

## 六 結 語

申す迄もなく商業資本主義時代は商人資本の大に活躍する時代で、商人が其の有する資本を以て、汎ゆる經濟活動を指導支配する時代を言ふのである。而して商人が他の經濟活動例へば生産活動に入り込む経過を見るに、主として其の資金の貸借干係に原因して居る。即ち生産者が其の商人より融通されたる資金を返済し得ざるがために、已むを得ず其の城を明け渡さざるを得ざることになりて、商人が終に生産者に化するのである。此の経過は、以上述べたる北海道の場所請負に於て明に觀取されることであつて、吾々は此の場所請負によりて商業資本主義化の有様を凡

を究めることが出来よう。尙商人が場所請負によりて漁業家に化して後も、知行主並に其の下に於て使役せられたる蝦夷を少からず搾取して、益々其の富を増加した。何が故に場所請負人がかゝる暴威を振ひ得たかといふに、申す迄もなく當時は既に商業資本主義時代に進展し、商人の力を俟たなければ、總べての經濟活動が經營され得なかつたがためである。而して其の商業資本主義時代進展に商人が經濟活動上に大に活躍したことは、此の商人の漁業家化の一例によりても、吾々は之を明に知ることが出来よう。尙以上の説述によりて明かである如く、商人が經濟上に活躍するに至つたことは、徳川時代の後半期に屬して居る。之は申す迄もなく徳川の中期以後より、我國の經濟は所謂貨幣經濟時代に進展し始めたのであつて、貨幣を擁した商人階級が其處に大に活躍し得たのである。以上の場所請負の一事例によりても、土地經濟を基礎として建てられた封建社會が漸次崩壊し、支配階級たる武士階級が商人階級に屈服し行く經過が明かに觀取せられるであらう。